

不服申立ての主な審理事例（法人市民税）

主な争点		申立ての要旨	決定	決定の理由の要旨
1	納税義務者の認定について	収益事業を行わない法人の納税義務	棄却	収益事業を行わない特定非営利型法人であっても法人市民税は非課税とはならない。
2	課税標準の認定について	国税にかかる不服申立てに対する決定又は裁決に基づく決定	棄却	法人市民税の課税標準である法人税についての審査請求に対し、国税不服審判所が棄却の裁決を行なったため、当該裁決に基づき棄却決定した。
3	減免の認定について	非営利型法人の減免要件	棄却	特定非営利型法人であっても収益事業を行っていれば、減免の対象とはならない。

※すべて平成 28 年 3 月 31 日以前の処分等に対するものです。